明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第五条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**一一）　一
○外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**同**一二）
○保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件（**金融庁**四五）　二
○原戸籍の一部が滅失した件
（**法務**一八八）
○除籍の一部が滅失した件（**同**一八九）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**一九〇、一九一）
○返納を命じた旅券を無効とする件
（**外務**一六七）
○日本国における国際連合環境計画（ＵＮＥＰ）国際環境技術センターに関する日本国政府と国際連合環境計画との間の協定の一部改正に関する書簡の交換に関する件（**同**一六八）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**七九三～八〇〇）
○保安林の指定を解除する件
（**同**八〇一～八〇七）
○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**八〇八～八一一）
○補助事業者等が補助事業等で取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**国土交通**四〇一）
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**同**四〇二）
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方航空局長に委任した件の一部を改正する件
（**同**四〇三）
○道路に関する件
（**関東地方整備局**二三一～二三四）
○都市計画に関する件
（**北陸地方整備局**五五）
○都市計画に関する件
（**中国地方整備局**七七）
○道路に関する件
（**四国地方整備局**四三、四四）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**北海道開発局**四八）　三

〔国会事項〕　三

〔人事異動〕

内閣　内閣府　三

〔官庁報告〕

官庁事項　四

公調委平成二十二年（フ）第二号熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示二）　四

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

通　運　五

海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）

国家試験

税理士試験公告（国税審議会）

〔公　告〕　六

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等、団体営渡良瀬川中央邑楽東部第一土地改良事業の同意、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生労働省共済組合定款の一部変更関係　七

会社その他　七

告示

○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第四項第三号（同令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定した財団法人日本交通管理技術協会から、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第五条第一項の規定に基づき、名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十八日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

一　財団法人日本交通管理技術協会の名称

㈠　変更前の名称　財団法人日本交通管理技術協会

㈡　変更後の名称　公益財団法人日本交通管理技術協会

二　変更の年月日　平成二十三年四月一日

○国家公安委員会告示第十二号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十九条の五第一項第三号の規定により自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人として指定した社団法人日本自動車連盟から名称の変更の届出があったので、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第五号）第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十八日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

一　社団法人日本自動車連盟の名称

㈠　変更前の名称　社団法人日本自動車連盟

㈡　変更後の名称　一般社団法人日本自動車連盟

二　変更の年月日　平成二十三年四月一日